

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当り、翌日発行)

目 次

◇規 則
鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則(高齢者対策課)
鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則
一 県立岩井長者寮及び県立福原荘の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。

区分 経済的事 情による 区分	金	額(二人月額)
	一人で使用する場合	二人で使用する場合
現 行	円	円
改 正 後	円	円
現 行	円	円
改 正 後	円	円

小 居 室

C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層
六七、四五〇六八、九〇〇六六、四五〇六七、九〇〇	六二、四五〇六三、九〇〇六一、四五〇六二、九〇〇	五七、四五〇五八、九〇〇五六、四五〇五七、九〇〇	五二、四五〇五三、九〇〇五一、四五〇五二、九〇〇	一九、三五〇二二、八〇〇一八、三五〇二二、八〇〇	〇一、四五〇〇二、九〇〇〇〇、四五〇〇一、九〇〇	九六、四五〇九七、九〇〇九五、四五〇九六、九〇〇	九一、四五〇九二、九〇〇九〇、四五〇九一、九〇〇	八六、四五〇八七、九〇〇八五、四五〇八六、九〇〇	八一、四五〇八二、九〇〇八〇、四五〇八一、九〇〇	七六、四五〇七七、九〇〇七五、四五〇七六、九〇〇	七一、四五〇七二、九〇〇七〇、四五〇七一、九〇〇	六六、四五〇六七、九〇〇六五、四五〇六六、九〇〇	六一、四五〇六一、九〇〇	五六、四五〇五七、九〇〇五五、四五〇五六、九〇〇	五一、四五〇五二、九〇〇五〇、四五〇五一、九〇〇

大 居 室	
C三階層	七二、四五〇七三、九〇〇七一、四五〇七二、九〇〇
C四階層	七七、四五〇七八、九〇〇七六、四五〇七七、九〇〇
C五階層	八二、四五〇八三、九〇〇八一、四五〇八二、九〇〇
C六階層	八七、四五〇八八、九〇〇八六、四五〇八七、九〇〇
C七階層	九二、四五〇九三、九〇〇九一、四五〇九二、九〇〇
C八階層	九七、四五〇九八、九〇〇九六、四五〇九七、九〇〇
C九階層	一〇二、四五〇一〇三、九〇〇一〇一、四五〇一〇二、九〇〇
C十階層	一〇七、四五〇一一三、八〇〇一一九、三五〇一一二、八〇〇

二 暖房期間中の加算額を、一人月額現行「二、〇〇〇円」から

「二、一〇〇円」に引き上げることとした。

三 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。

◇鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則
 一 養護老人ホームへの入所措置等に要する費用に係る入所者本人からの徴収上限額の特例措置を一年間延長するとともに、その額を次のとおり改めることとした。(附則第4項関係)

- 二 所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 一 この規則は、平成元年七月一日から施行することとした。
- 二 所要の経過措置を講ずることとした。

区 分	徴 収 上 限 額	
	現 行	改 正 後
養護老人ホームに入所させる措置	九〇、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	一四〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円

規 則

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十二号

鳥取県立岩井長者寮管理規則及び鳥取県立福原荘管理規則の一部を改正する規則

(鳥取県立岩井長者寮管理規則の一部改正)
 第一条 鳥取県立岩井長者寮管理規則(昭和三十九年九月鳥取県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。
 別表の表を次のように改める。

小居室											区分	
											経済的事 情による	
											区分	
											金 額 (一人月額)	
											一人で使用する場合	二人で使用する場合
C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層		
一〇二、九〇〇円	九七、九〇〇円	九二、九〇〇円	八七、九〇〇円	八二、九〇〇円	七七、九〇〇円	七二、九〇〇円	六七、九〇〇円	六二、九〇〇円	五七、九〇〇円	五二、九〇〇円		
一〇一、九〇〇円	九六、九〇〇円	九一、九〇〇円	八六、九〇〇円	八一、九〇〇円	七六、九〇〇円	七一、九〇〇円	六六、九〇〇円	六一、九〇〇円	五六、九〇〇円	五一、九〇〇円		

大居室												
C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	C十階層
一二二、八〇〇円	一〇三、九〇〇円	九八、九〇〇円	九三、九〇〇円	八八、九〇〇円	八三、九〇〇円	七八、九〇〇円	七三、九〇〇円	六八、九〇〇円	六三、九〇〇円	五八、九〇〇円	五三、九〇〇円	一二一、八〇〇円
一二一、八〇〇円	一〇二、九〇〇円	九七、九〇〇円	九二、九〇〇円	八七、九〇〇円	八二、九〇〇円	七七、九〇〇円	七二、九〇〇円	六七、九〇〇円	六二、九〇〇円	五七、九〇〇円	五二、九〇〇円	一二〇、八〇〇円

別表の備考2中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改める。
 (鳥取県立福原荘管理規則の一部改正)
 第二条 鳥取県立福原荘管理規則(昭和五十七年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

区分	小居室											経済的事 情による 区分			
	A階層	C十階層	C九階層	C八階層	C七階層	C六階層	C五階層	C四階層	C三階層	C二階層	C一階層	B階層	A階層	一人で使用する場合	二人で使用する場合
	五三、九〇〇円	一一一、八〇〇円	一〇二、九〇〇円	九七、九〇〇円	九二、九〇〇円	八七、九〇〇円	八二、九〇〇円	七七、九〇〇円	七二、九〇〇円	六七、九〇〇円	六二、九〇〇円	五七、九〇〇円	五二、九〇〇円		
	五二、九〇〇円	一一〇、八〇〇円	一〇一、九〇〇円	九六、九〇〇円	九一、九〇〇円	八六、九〇〇円	八一、九〇〇円	七六、九〇〇円	七一、九〇〇円	六六、九〇〇円	六一、九〇〇円	五六、九〇〇円	五一、九〇〇円		

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、平成元年七月一日から施行する。
 別表の備考2中「二、〇〇〇円」を「二、一〇〇円」に改める。
 附 則

大居室										
B階層	C一階層	C二階層	C三階層	C四階層	C五階層	C六階層	C七階層	C八階層	C九階層	C十階層
五八、九〇〇円	六三、九〇〇円	六八、九〇〇円	七三、九〇〇円	七八、九〇〇円	八三、九〇〇円	八八、九〇〇円	九三、九〇〇円	九八、九〇〇円	一〇三、九〇〇円	一一二、八〇〇円
五七、九〇〇円	六二、九〇〇円	六七、九〇〇円	七二、九〇〇円	七七、九〇〇円	八二、九〇〇円	八七、九〇〇円	九二、九〇〇円	九七、九〇〇円	一〇二、九〇〇円	一一一、八〇〇円

平成元年六月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第五十三号

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則（昭和六十二年四月鳥取県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和六十三年七月一日から昭和六十四年六月三十日まで」を「平成元年七月一日から平成二年六月三十日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

養護老人ホームに入所させる措置	一〇〇、〇〇〇円
特別養護老人ホームに入所させる措置	一六〇、〇〇〇円

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

附 則

- 1 この規則は、平成元年七月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の鳥取県社会福祉施設入所等措置費徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後に行う施設入所等の措置に係る費用の徴収について適用し、同日前に行われた施設入所等の措置に係る費用の徴収については、なお従前の例による。